第３章、重点整備地区の設定

３の１、重点整備地区の設定の考え方

バリアフリーマスタープランでは、促進地区のうち、立地適正化計画において、都心、重要地域拠点に位置づけられている地区を含むものについては、評価要件（まる１、旅客施設の乗降客すう、まる２、生活関連施設の立地すう、まる３、人口）に基づく優先度等を踏まえた上で、重点整備地区を設定し、地区別バリアフリー基本構想を作成することとしています。かずのフローに基づき、ＪＲ・京成稲毛地区において、設定パターンＢ：主要施設抽出型（駅周辺）の考えのもとに、重点整備地区を設定します。

以下に、重点整備地区設定の考え方フロー図があります。

以下に、地区設定パターンの考え方を整理したひょうがあります。内容は次の通りです。

パターンＡ、促進地区一致型

１、設定の考え方

重点整備地区

促進地区全域

生活関連施設

起点鉄軌道駅

乗降客すう2,000人以上

抽出範囲

促進地区全域

生活関連経路

重点整備地区内で、生活関連施設間を結ぶ経路

２、メリット

小規模な地区かつ促進地区、ニアリーイコール、都市機能誘導区域で妥当な範囲

新たな範囲設定が不要

３、デメリット

大規模な地区では、地区範囲が広く重点的な整備が困難となる恐れあり

パターンＢ、主要施設抽出型（駅周辺）

１、設定の考え方

重点整備地区

都市機能誘導区域＋鉄軌道駅半径1km圏内の生活関連施設を含む範囲

生活関連施設

起点鉄軌道駅

乗降客すう2,000人以上

抽出範囲

・都市機能誘導区域

・鉄軌道駅半径1km圏内

生活関連経路

重点整備地区内で、生活関連施設間を結ぶ経路

２、メリット

まる１、鉄軌道駅半径1km圏域付近の主要な施設も事業の位置づけが可能

まる２、生活関連施設の配置状況に応じた面的、一体てきなバリアフリー整備の現実的な範囲

３、デメリット

まる１、都市機能誘導区域の範囲によっては、地区範囲が広くなり重点的な整備が困難となる恐れあり

まる２、重点整備地区の区域設定について、その考えを新たに整理する必要あり

パターンＣ、主要施設群抽出型（駅周辺＋施設群）

１、設定の考え方

重点整備地区

パターンＢの範囲＋鉄軌道駅半径1km圏外の施設集積エリア

生活関連施設

起点鉄軌道駅

乗降客すう2,000人以上

抽出範囲

都市機能誘導区域

鉄軌道駅半径1km圏内＋圏外の施設集積エリア

生活関連経路

重点整備地区内で、生活関連施設間を結ぶ経路

２、メリット

まる１、パターンＢと同様

まる２、パターンＢと同様

まる３、鉄軌道駅半径1km圏外の主要施設も漏れなく事業の位置づけ可能

３、デメリット

まる１、都市機能誘導区域の範囲によっては、地区範囲が広くなり重点的な整備が困難となる恐れあり

まる２、重点整備地区の区域設定について、その考えを新たに整理する必要あり

ＪＲ・京成稲毛地区での採用パターン、パターンＢ

３の２、重点整備地区の設定

ＪＲ・京成稲毛地区においては、以下の考え方に基づき重点整備地区を設定します。

まる１、都市機能誘導区域を含むように地区を設定する。

まる２、バリアフリーマスタープランにおける生活関連施設のうち、地区別バリアフリー基本構想における生活関連施設に該当する施設を３施設以上含むように地区を設定する。

まる３、地区境界は町界、道路、河川など明確な境界線で区切る。

３の３、生活関連施設・生活関連経路の設定

以下の考え方に基づき生活関連施設・生活関連経路を設定します。

かっこ１、生活関連施設の設定

バリアフリーマスタープランの生活関連施設を基本に、不特定多数の高齢者・障害者等の利用が考えられる施設を生活関連施設として設定する。

旅客施設等を中心に半径500メートル程度が徒歩圏、半径500メートル以上は徒歩以外の移動が多くなり、半径1km以上は徒歩以外の移動が主体になると考えられる。このような特性を踏まえ、距離に応じて生活関連施設の抽出ルールを定めるものとする。（ひょう、ＪＲ・京成稲毛地区における生活関連施設の抽出ルール参照）

バリアフリー法の改正に伴い、新たに特別特定建築物に追加された公立小中学校を文化・教養・教育施設として生活関連施設に位置付ける。ただし、重点整備地区における面的・一体てきなバリアフリー化を進めるため、重点整備地区内に立地する公立小中学校のみを生活関連施設として設定する。

まる１、半径1km以内においては、すでに促進地区において位置づけられている生活関連施設を対象とする。

まる２、重点整備地区内に立地する公立小中学校を対象とする。

まる３、半径1km以上は、全て対象外とする。

かっこ２、生活関連経路の設定

バリアフリーマスタープランで定めた生活関連経路を基本とし、重点整備地区における生活関連施設間を結ぶ経路を設定する。

追加する生活関連施設への経路は、原則として既存経路から分岐させて設定する。

生活関連経路は以下の２つの性格を持つ経路を選定し設定する。

まる１、地区の幹線的な道路であり、歩行者ネットワークの根幹となる経路

まる２、生活関連施設間を結ぶネットワークを構成する経路

以下に、生活関連施設抽出ルールのひょうがあります。内容は次の通りです。

半径500メートル圏内の抽出対象施設

１、旅客施設

鉄軌道駅（乗降客すう2,000人以上）

旅客船ターミナル

２、公共施設（公益施設）

市役所、区役所、市民センター等

連絡じょ

県庁

警察署

運転免許センター

法務局

税務署

県税事務所

公共職業安定じょ、ハローワーク

年金事務所

郵便局

３、集会施設

コミュニティセンター、勤労市民プラザ、公民館

市民会館

４、福祉施設

高齢者施設、（地域安心ケアセンター、いきいきセンター・プラザ）

障害者施設、（障害者福祉センター、養護教育センター）

障害者施設、（療育センター）

子育て支援施設、（地域子育て支援センター）

社会福祉協議会

５、保健施設・病院

保健じょ、保健福祉センター

病院、（病床数20床以上）

総合病院、（病床数100床以上）

６、文化・教養・教育施設

生涯学習センター、青少年センター、文化会館、（センター・プラザ・ホール）、科学館、スポーツ施設

図書館、博物館、美術館

大学

特別支援学校

公立小中学校

７、大規模店舗

大規模小売店舗、（2,000㎡以上）

大規模集客施設、（10,000㎡超）

８、宿泊施設

客室数50以上のホテル又は旅館

９、都市公園

地区公園

都市基幹公園、大規模公園、特殊公園

１０、駐車場

ろがい駐車場、（公共）

１１、１から１０の生活関連施設に合致する従前の基本構想の目的施設

１２、１から１１の生活関連施設のうち、生活関連経路にでいりぐちを接する施設

半径500メートルから1km圏内の抽出対象施設

１、旅客施設

鉄軌道駅、（乗降客すう2,000人以上）

旅客船ターミナル

２、公共施設（公益施設）

市役所、区役所、市民センター等

県庁

運転免許センター

ゆうゆう窓口がある郵便局

３、集会施設

市民会館

４、福祉施設

障害者施設、（療育センター）

５、保健施設・病院

保健じょ、保健福祉センター

総合病院、（病床数100床以上）

６、文化・教養・教育施設

公立小中学校

７、大規模店舗

なし

８、宿泊施設

なし

９、都市公園

都市基幹公園、大規模公園、特殊公園

１０、駐車場

なし

１１、１から１０の生活関連施設に合致する従前の基本構想の目的施設

１２、１から１１の生活関連施設のうち、生活関連経路にでいりぐちを接する施設

重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路

以下に、ＪＲ・京成稲毛地区の重点整備地区図があります。

旅客施設

１、ＪＲ稲毛駅

２、京成稲毛駅

３、モノレールあながわ駅

公共施設

１、稲毛区役所、注釈後述

２、千葉小仲台郵便局

３、稲毛駅前郵便局

４、稲毛市税出張所、注釈後述

集会施設

１、こなか台公民館

２、稲毛公民館

３、穴川コミュニティセンター

福祉施設

１、子育てひろば・いなげ（稲毛保育園内）

２、千葉市あんしんケアセンター小仲台

３、千葉市あんしんケアセンター稲毛

保健施設・病院

１、稲毛病院

２、稲毛保健福祉センター

文化・教養・教育施設

１、稲毛図書館

２、敬愛大学

３、こなか台小学校

大規模店舗

１、マルエツ稲毛店

２、イオン稲毛店

３、ペリエ稲毛

都市公園

１、稲毛公園

注釈、同一建築物内の施設

バリアフリーマスタープランにおいて生活関連施設として設定していました独立行政法人放射線医学総合研究所は不特定多数の利用がないため、除外しています。